

第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一中十の項を十一の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 知事	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
------	---------------------------------

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。